

日本マイクロソフト株式会社と札幌市との包括連携に関する協定書

日本マイクロソフト株式会社（以下、「甲」という。）及び札幌市（以下、「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲・乙の二者が、札幌市の行政サービスの効率化・高度化、スマートシティの取組や地域産業のデジタル化を進めるにあたり、Microsoft365のソリューションを効率的に活用し、既存のアナログな業務フローを見直すとともに、市民目線に立った行政サービスの創出・提供や地域産業の活性化について、産官相互の連携と協力のもと実現を目指すことを目的とする。

（連携の範囲）

第2条 二者は本協定に基づき、第1条の目的達成のため、緊密な連携を図り、以下の取組を一体となって実施するものとする。

- （1）住民目線で実現するDX推進
- （2）データ駆動型スマートシティの実現
- （3）デジタル人材の育成
- （4）地域のDX推進
- （5）上記以外の活動で、甲及び乙が協議のうえ、合意したもの

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、二者間で詳細な取り決めなどが必要となる場合は、別途協議の上、覚書などを締結できるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和6年3月31日までとし、甲及び乙の協議及び合意により1年を期間として更新することができる。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に関連して、相手方から秘密である旨を明示して書面その他の有形な媒体により開示された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者（甲の関係会社を除く。）に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後30日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。

2 前項の規定に係わらず、情報の開示を受けた当事者が、当該情報が次に掲げる各号の一に該当することを立証し得た場合、当該情報は秘密情報に含まれないものとする。

- （1）開示される以前に公知であった情報

- （2）開示される以前に自らが既に保有していた情報
- （3）開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- （4）開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
- （5）開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- （6）相手方の承諾を得た事項

3 甲又は乙は、裁判所又は行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る）又は法令に基づき秘密情報を開示する旨の請求又は命令（以下「開示請求等」という）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示することができるものとする。ただし、（法令上禁止されない限り）相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。

4 本条の規定は、本協定終了後も、なお有効に存続するものとする。

（その他）

第6条 本協定の運用等に疑義が生じた場合は、二者において協議し、決定するものとする。本協定に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。本協定は、日本法に準拠する。

2 本協定の目的のために一定のソフトウェアまたはサービスの使用を乙に許諾する場合において、乙は、当該ソフトウェアについての知的財産権その他の権利を取得するものではなく、当該ソフトウェアに適用される使用許諾条件に従って使用するものとする。また、甲が乙に対して技術的その他の助言、または支援等を提供する場合、甲は当該アドバイス等が正確なものであることを保証するものではなく、これらによって乙に生じた損害等について責任を負わないものとする。

3 この協定の証として、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印又は署名の上、各自1通を保有するものとする。本協定は、甲又は乙の記名押印日又は署名日のうちいずれか遅い日を効力発生日とする。

甲 東京都港区港南二丁目16番地3 品川グランドセントラルタワー
日本マイクロソフト株式会社

常務 パブリックセクター事業本部長

記名押印日又は署名日 令和 年 月 日

乙 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市

札幌市長

記名押印日又は署名日 令和 年 月 日